地方自治一半リ例情報

要旨:伊東 健次

分取消請求事件不動産取得税賦課決定処

号の3、第73条の13

項号、

第73条の7第2

原審 第218号 1月24日判決 例地方自治449号48頁 第24号 裁判所ウェブサイト、 11月15日判決 破棄自判、行政勝訴 第99号(裁判所ウェブサイト 3月19日判決 最高裁判所第一小法廷 判例地方自治445号45頁 大阪地方裁判所 大阪高等裁判所 裁判所ウェブサイ 平成30年(行二) 平成28年 (行ウ) 平成31年(行ヒ) 平成30年 平成30年 令和2年 判

(亜女以目)

A及び被上告人は、平成25年3月、遺贈により分筆前の土地の共有持ち分2分の1を取得し、所有権移転登記がなされたが、平成26年1月に共有物分割を行い、2筆の土地とし、Aは、本件土地1をの土地とし、Aは、本件土地1を下が不動産取得税をAに課し、Aはこれを不服として、不動産取得はこれを不服として、不動産取得

たが、 価基準の定める評価方法に従って 動産取得税賦課処分の前提となる れというべきであるから、本件不 地積を乗ずることによって算出さ 当たりの評点数に、 り算出された当該画地の単位地積 評点数は、 する場合において、 として認定して各地計算法を適用 隣接する2筆以上の宅地を一画地 評価方法に誤りがあるとして本件 が本件土地1を相続し、原審では したが、 税の賦課処分の取消を求めて出訴 本件土地1の価格については、 不動産取得税賦課処分を取り消し 最高裁は、 その後死亡し、 画地計算法の適用によ 評価基準により 各筆の宅地の 各筆の宅地の 被上告人 評

【参照判例

【関連法規】

地方税法第73条第5

は違法がないとし、

原審判決を破

れた本件不動産取得税賦課処分にないとし、これを基礎としてなさを換価値としての適正な時価を上でも違法があるというべき事情もないとし、これを基礎としてなさないとし、これを基礎としてなさいとし、これを基礎として

至

文

決

判

上告代理人森末尚孝の上告受理は、一曲とする。とは、一句とする。とは、一句とする。とは、一句とする。とは、一句とする。とは、一句となる。とは、一句となる。とは、一句となる。とは、一句となる。とは、一句とは、

申立て理由につい 7

ある。 事務所長から不動産取得税賦課決 取得したところ、大阪府泉北府税 法であると主張して、 することができず、 本件訴訟を承継した。)が、 定処分(以下「本件処分」という。 物分割により他の共有者の持分を 共有していたAが、 3の規定により不動産取得税を課 の弟である被上告人が相続により を受けたことについて、被上告人 「法」という。) 73条の 7第2号の (Aは原審係属中に死亡し、 取得に対しては地方税法 その取消しを求める事案で 本件は、堺市所在の土地 本件処分は違 同土地の共有 上告人を相 。 以 下 上記 同人

る 関係等の概要は、 原 審 の適法に確定した事実 次のとおりであ

による不動産の取得に対しては 取得者に課されるものであるとこ 動産の取得に対し、 7第2号の3は、 1 (法73条の2第1項)、法73条 ア 不動産取得税は、 当該不動産の 共有物の分割 不

> いう。) 定する。 得税を課することができないと規 る部分(以下「持分超過部分」と 該共有物に係る持分の割合を超え 当該不動産の取得者の分割前の の取得を除き、 不動産取 当

項は、 388条1項の固定資産評価基準 る 格を決定するものとすると規定す 産取得税の課税標準となるべき価 によって、 れていない不動産については、 税台帳に固定資産の価格が登録さ とすると規定し、法73条の21第2 取得した時における不動産の価格 産取得税の課税標準を、 (適正な時価をいう。 法73条5号) 1 道府県知事は、 法73条の13第1項は、 当該不動産に係る不動 固定資産課 不動産を 不動 法

を付設し、これを評点1点当たり よって各筆の宅地について評点数 については、市街地宅地評価法に 形態を形成する地域における宅地 3節において、 価基準」という。) 年自治省告示第158号。以下「評 ゥ 固定資産評価基準 主として市街地的 は、 第1章第 (昭和 38

> 要な街路に沿接する宅地のうちか 当に相違する地域ごとに、 ものである。 の宅地の評点数を付設するという 価基準別表第3) 線価を基礎とし、 街路の路線価を付設し、 付設し、これに比準してその他の づいて上記主要な街路の路線価を 単位地積当たりの適正な時価に基 評定する適正な時価を求め、 宅地について、 ら標準宅地を選定し、〔2〕標準 地 額を求めるものとしている。 0) 宅地評価法は、 価額に乗じて、 売買実例価額から を適用して各筆 画地計算法 各筆の宅 [1] 状況が $\overline{3}$ その主 地 その 市街 0 路 価

とし、 また、 画地計算法を適用して求めるもの の評点数は、 よって付設するものとしている。 計算法を適用して求めた評点数に 行価格補正割合法等の所定の画 に基づき、 評点数は、 準別表第3の1は、各筆の宅地の この画地計算法につき、 この場合において、 同別表の2は、 路線価を基礎とし、 各筆の宅地の立地条件 画地の宅地ごとに 各筆の宅地 評価基 画地 奥 地

> を乗じて単位地積当たりの評点数 画 同別表の3以下は、 地とするものとしている。さらに、 状況等からみて、これを一体を成 は は、 乗じて当該画地の評点数を求める を求め、 成している部分の宅地ごとに一画 ある場合においては、その一体を し、又はこれらを合わせる必要が していると認められる部分に区分 の宅地について、その形状、 1筆の宅地によるものとするが [地の状況に応じた所定の補正 筆の宅地又は隣接する2筆以上 土地補充課税台帳に登録された 原則として、 これに当該画地の地積を 土地課税台帳 路線価に当該 利用

記がされた。 町 遺贈により、 平 を取得し、 地」という。) ·成25年3月に死亡したBから ▲番▲の土地 $\frac{2}{r}$ その旨の所有権移転 A及び被上告人は、 分筆前の堺市▲区 の持分各2分の (以下「分筆前 0

ものとしている。

土 地 平成26年11月11日、 0 共有物分割を行うことと A及び被上告人は、 分筆前· 分筆前

この取得を「本件取得」という。) に分筆する登記をした上、 併せて「本件各土地」という。 件土地1」、「本件土地2」といい 地を第1審判決別紙物件目録記載 登記をした。 月1日、その旨の各持分全部移転 本件土地2については被上告人が 上告人の持分全部を取得し(以下) 1及び2の各土地 Aの持分全部を取得して、 本件土地1についてはAが被 (以下、 順に「本 同 年 12 同 月 30

これにより、Aが本件土地1を、被上告人が本件土地2を、それぞ被上告人が本件土地2を、それぞれ単独で所有することとなった。本件各土地の登記上の地積は、本本件土地2が566平方メートル、本件土地2が566平方メートルである。

土地にまたがって設けられるなど 大地にまたがって設けられるなど 土地にまたがって設けられるなど 本件各土地は、上記 の分筆の前から、構造物等により の分筆の前から、構造物等により でフェンスや駐車区画の一部が両 びフェンスや駐車区画の一部が両 して舗装され、隣地との間の塀及 して舗装され、隣地との間の塀及 して舗装され、隣地との形状及び位置 ウ 本件各土地の形状及び位置 ウ 本件各土地の形状及び位置 ウ 本件各土地の形状及び位置 ウ 本件各土地の形状及び位置 ウ 本件各土地の形状及び位置 ロージャー・

に利用されている。

して、 づき、 円 本件処分をした。 る課税標準額を101万3000 Aに対し、当該持分超過部分に係 持分超過部分の取得が含まれると を超えているから、本件取得には 筆前土地の価格の2分の1相当額 の価格を算定した上、 ことから、 登録されていない不動産であった おいて固定資産課税台帳に価格が 長は、本件土地1が本件取得時に 任を受けた大阪府泉北府税事務所 (3) 大阪府知事から権限 税額を3万0300円とする 評価基準により本件土地1 平成27年11月5日付けで、 法73条の21第2項に基 同価格は分 0) 委

(1)本件各土地の地積及び評点1点利用状況等からみて一体を成して 利用状況等からみて一体を成しているとして、一画地と認定した上、 (2) これと接する街路の路線価を基礎に画地計算法を適用して、本件各土地の1平方メートル当ための評点数を算出し、〔3〕これの一件各土地の1平方メートル当たる。

> 当たりの価額を乗じて、 る 積 に本件土地1と本件各土地との地 地 ことにより、 1183平方メートル) の評 比 (617平方メー 価額を算出し、 算定されたものであ (4) これ を乗ずる 本件各土 トル

と自体は評価基準に適合するとし 認定して画地計算法を適用したこ に当たり、 より本件土地1の価格を算定する ろ、 べき価格によって判断すべきとこ る不動産取得税の課税標準となる の有無及び額は、 不動産の取得に係る持分超過部分 下において、 た上で、要旨次のとおり判断して 3 本件処分において評価基準に 原審は、 本件各土地を一画地と 共有物の分割による 上記事実関係等の 当該不動産に係

本件処分の取消請求を認容した。本件処分の取消請求を認容した。本件処分において、本件土地1の価格は、一画地として認定されの価格は、一画地として認定された本件各土地全体の評点数を算出たす法によって算定されているる方法によって算定されている。

ことには、

違法がある。

然と地積比に従ってあん分計算を 地の価格をあん分すれば、 件土地1と本件土地2の地積が異 ある。また、本件においては、 拠出して一画地を構成していると ととなるから、 な計算方法を試みることなく、 おいて、 らかであった。このような場合に に持分超過部分が生ずることは明 大きい本件土地1について必然的 なる以上、その地積比で本件各土 がより公平に適するというべきで 土地の価格の割合であん分する方 いう関係にあるから、それぞれの 土地はそれぞれの所有者がこれ が所有者を異にする場合、各筆の よって算定する必要がある。 差異によってその判断が異なるこ て本件土地1の価格を算定した 一画地を構成する各筆の土地 本件処分が、 より慎重な方法に 他の合理 地積 。そし 本 的

宅地評価法により付設する各筆のその理由は、次のとおりである。 (1) ア 評価基準は、市街地料断は是認することができない。

地は、 と認められる範囲をもって、 5 認められる部分に区分し、又はこ いて、 状況等からみて一体を成している 上必要があるときは、 す可能性があるため、 もなって、 仕方次第で評価額が異なることに することができず、 客観的な交換価値を合理的に算定 たものであるとは限らないことか が土地の形状や利用状況等に即し のとしている。この例外は、 部分の宅地ごとに一画地とするも お れらを合わせる必要がある場合に 又は隣接する2筆以上の宅地につ た1筆の宅地によるものとする 又は土地補充課税台帳に登録され 宅地の評点数は一 んにかかわらず、 いては、 「画地計算法を適用して求めるも その例外として、 上記の原則を貫くと、 これを一体を成していると その形状、 原則として、 この場合において、 その一体を成している 評価の不均衡をもたら その形状、 利用状況等から 画 分筆や合筆の 土地課税台帳 [地の宅地ごと 筆界の 1筆の宅地 評価の均衡 宅地の 筆界 画 画 か

ととしたものと解される。地として画地計算法を適用するこ

イ 隣接する2筆以上の宅地を置いていない。 を 置いていない。

の状況、 に当 は、 て、 き場合とは、これらの宅地が形状 上の宅地 前記アのとおり、 求めるものとされている。そして、 地積を乗じて当該画地の評点数を 評点数を求め、 補 ようとするものであり、 らの状況との比較において計量し ぼす影響を、 該街路に沿接する各画地に 格を示す路線価を基礎として、 準的な画地の単位地積当たりの 地計算法とは、 もっとも、 正率を乗じて単位地積当たりの |該画地の状況に応じた所定の それぞれの画地の奥行、 画 を一 形状等が宅地の価格に及 地の宅地につき、 評価基準に定める 標準的な画地のこれ 画地として認定すべ これに当該画地の 街路に沿接する標 隣接する2筆以 具体的に 路線価 接道 0 当 価 11

> 数は、 はまるものと解するのが相当であ 当該画地の単位地積当たりの評点 用する場合において、 当該画地について画地計算法を適 上の宅地を一 る。 すぎず、 成している当該画地の構成要素に この場合の各筆の宅地は、 いると認められる場合であって 利用状況等からみて一体を成して を算定するのに適さないものであ そうすると、 当該画地全体に等しく当て 個別に客観的な交換価値 画地として認定し 隣接する2筆以 算出された 一体を

21第2項に基づき評価基準によっ 無及び額の判断のため、 産 そして、 出されるものというべきである。 地 地積当たりの評点数に、 により算出された当該画地の単位 地 適用する場合において、 画地として認定して画地計算法を より隣接する2筆以上 の取得に係る持分超過部分の有 ゥ の地積を乗ずることによって算 の評点数は、 以上によれば、 共有物の分割による不動 画地計算法の適用 の宅地を 評価基準に 各筆の宅 法73条の 各筆の宅

うことができる。

由はない。
田はない。
田はない。
田はない。

うすると、 従ってあん分する方法によって算 は 出された当該画地全体の評点数又 みると、 価格を算定したことは、 乗ずることにより、 土地1と本件各土地との地積比を 法を適用して算出した価格に本件 件各土地を一画地として画地計 出されるということもできる。 価格は、 各筆の宅地と当該画地との関係で 定める評価方法に従ったも 価格を、 (2) これを一 各筆の宅地の評点数又は 画地計算法を適用して算 本件処分において、 各筆の宅地の地積比に 画 地を構成 本件土地1 評価基 めと する そ 本 0

る。

べき価格を算定し、これに基づいる不動産取得税の課税標準となるる不動産取得税の課税標準となる。

第二小法廷判決·民集67卷6号 215号485頁、 とはいえないし、その客観的な交 基準の定める評価方法に従って決 び税額を算定してされたものであ 29日第二小法廷判決·裁判集民事 かがわれないから(最高裁平成13 る違法があるというべき事情もう 換価値としての適正な時価を上回 定される価格を上回る違法がある るところ、以上によれば、上記の してされた本件処分に違法はな 1255頁参照)、これを基礎と 本件土地1の価格について、評価 (行ヒ) 第224号同16年10月 (行ヒ) 第79号同25年7月12日 最高裁平成24

て持分超過部分に係る課税標準及



である。

却した第1審判決は正当であるか

被上告人の控訴を棄却すべき

あり、

原判決は破棄を免れない。

本件処分の取消請求を棄

この趣旨をいうものとして理由がらかな法令の違反がある。論旨は

5

以上と異なる原審の判断に

判決に影響を及ぼすことが明